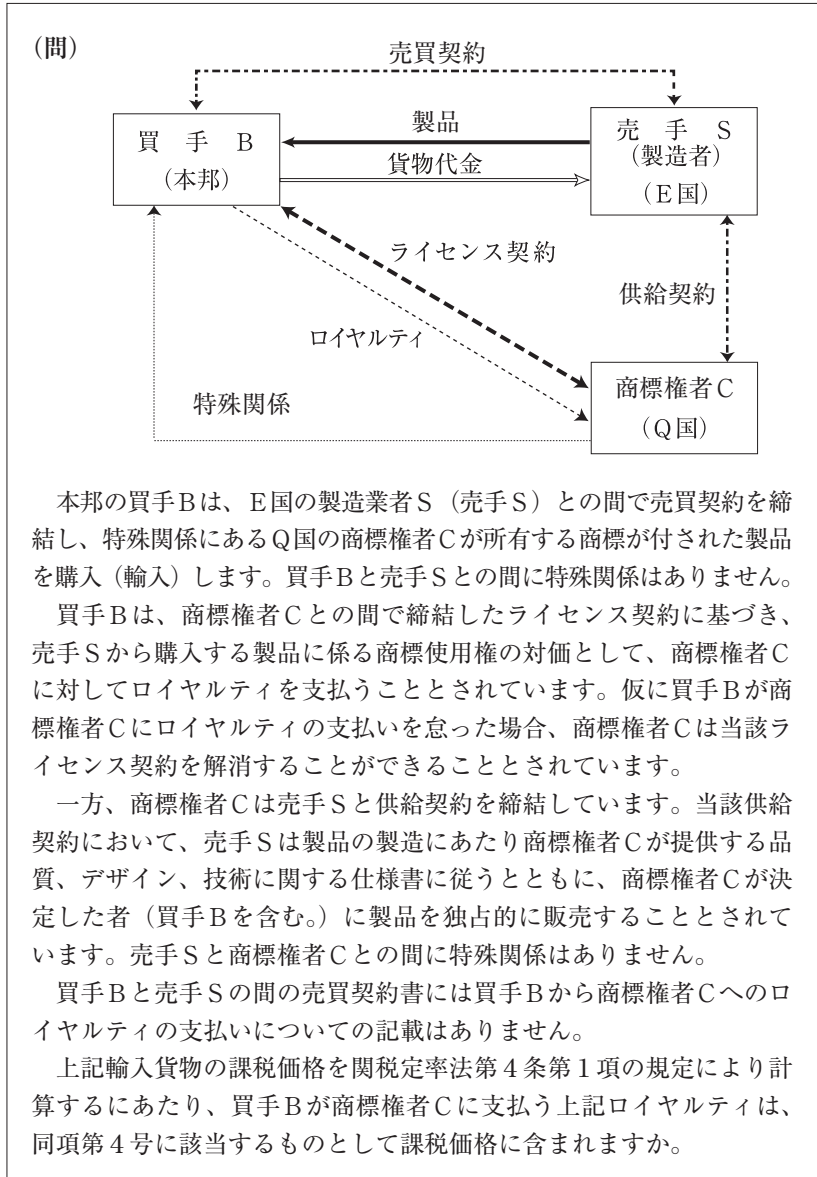


201 商標権者が売手による製造及び買手と売手との間の売買契約に参与している場合に、買手が商標権者に支払うロイヤルティ



(答) 上記ロイヤルティは、商標使用権の対価であり上記製品には商標が付されていることから、当該製品に関連しています。

商標権者Cは供給契約に基づき売手Sに対しデザイン及び技術を直接提供するとともに製品の販売先を決定しており、またライセンス契約に基づき買手Bに対して商標の使用を許諾していることから、実質的に、買手Bは商標権者Cにロイヤルティを支払わなければ当該製品を購入することができません。

したがって、上記ロイヤルティは、定率法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手により支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記製品の課税価格に含まれます。

【関係法令通達】

関税定率法第4号第1項第4号、関税定率法基本通達4-13

「関税評価に関する取扱事例について」(平成19年6月26日 財関876号)による。